

令和元年10月29日

トラック事業者のみなさま

岡山運輸支局 輸送担当

お知らせ

この度、改正貨物自動車運送事業法（平成30年12月14日公布）の一部が令和元年11月1日に施行されることに伴い、増減車に係る手続き及び様式について改正を行い、令和元年11月1日から実施することとなりましたのでお知らせします。

・主な変更点は別紙にまとめております（岡山運輸支局作成）ので不明な点等ございましたらお問い合わせください。

・担当の方につきましては、お手数ですが別添の案内に従って手続きを確認して頂き、届出、認可申請のどちらになるかを確認してください。認可申請書の様式については追って準備させていただきます。

・増車が届出制になる場合は、宣誓書が必要となりますので、印鑑を押される際、宣誓書にも押印を頂くようよろしくお願い申し上げます。宣誓書の様式についてはホームページまたは窓口においておりますのでお持ち帰りください。

・認可申請になる場合は審査に日数を頂きますので事前に相談、手続きをして頂くようお願いいたします。書式も変更になりますのでご注意ください。

・改正の概要につきましては、中国運輸局ホームページにも掲載しております。

また、改正後の公示基準及び申請書等の様式についても、中国運輸局ホームページ（トップ>バス・タクシー・トラック（または「自動車交通部」）>トラック関係）に掲載しておりますので、ご確認ください。

※ご不明な点につきましては、岡山運輸支局輸送担当（TEL：086-286-8122）までお問い合わせください。

トラック事業の増減車届出に関する変更のお知らせ 令和元年11月1日～

平成30年12月に改正された貨物自動車運送事業法により、
令和元年11月1日から、営業所に配置する事業用自動車の
増車または減車の手続きが一部変更になります。

【増車、減車を一度の手続きでされる際の考え方】

- ・5両増車(+)2両減車(-)の届出を一度にされる際は、3両の増車(+)となります。
- ・反対に、3両増車(+)5両減車(-)は2両の減車となります。

【増車する場合】

①下記の(1)～(3)に該当する場合については、届出ではなく認可を受ける必要があります。認可申請となった場合、現在使用している書式が変更され、審査に日数を頂くこととなりますので事前に手続きをして頂くようお願い致します。認可申請書様式は支局窓口、中国運輸局HPにあります。中国運輸局ホームページ(トップ>バス・タクシー・トラック(または「自動車交通部」)>トラック関係>各種申請書等書式)に掲載しておりますので、ご確認ください。

②下記の(1)～(3)に該当しない場合は増車の届出となりますが、届出書に追加で宣誓書が必要になります。届出様式、宣誓書は支局窓口、中国運輸局HP(①参照)にあります。
なお、現在使用している届出様式を使用される際は、宣誓書を別途追加してください。

(1): 営業所の車両数が最低車両数(5両)を下回る場合(霊柩、一般廃棄物、島しょは除きます。)

・例:(増車)3両→4両 (減車)5両→4両、4両→3両 のようになる手続の場合

(2): 増車する営業所の車両数が申請日から3か月前の車両数に対して、3割以上かつ11両以上の純増となる場合→例①参照

※3割以上増加する場合でも、純増する車両数が10両以下の時は届出になります。(3)に該当する場合を除く)→例②参照

例①:(認可申請になる場合):9/1時点(3か月前):10両→12/1時点(申請日):22両の場合→10両に対して3割以上増加→11両以上の純増→認可申請となります。

例②:(届出になる場合):9/1時点(3か月前):10両→12/1時点(申請日):15両の場合→3割以上増加ですが、10両以下のため届出となります。(下記の(3)に該当しない場合)。

(3): 以下に該当する場合の増車

- イ 申請者と法第5条第3号に準ずる密接な関係者が貨物運送事業の許可取消し後5年を経過しない者である場合
- ロ 変更に係る営業所の行政処分の累積点数が12点以上である場合
- ハ 変更に係る営業所が、申請日前1年間に、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関による巡回指導の総合評価で「E」の評価を受けている場合

【減車する場合】: 営業所に5両以上残る場合と残らない場合で手続が変わります。

①営業所に5両以上...残らない⇒[認可申請]となります。→書式が変わります。

※営業所の車両が5両以下になる減車(5両→4両、3両→2両...等)は原則として災害、事故、故障により使用不能となり、代わりの車両が確保される間のものである場合に限り認められます。経営上の都合や代わりの車両が確保される時期が未定の場合は認められません。

②営業所に5両以上...残る⇒[届出](宣誓書は必要ありません。現行と変更なし)

(問い合わせ先)
岡山運輸支局輸送担当
086-286-8122